# 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱

**改正**　昭和 56 年 12 月 25 日　告示第 258 号
**改正**　昭和 58 年 12 月 27 日　告示第 260 号
**改正**　昭和 62 年 11 月 24 日　告示第 355 号
**改正**　平成 13 年 12 月 7 日　告示第 821 号
**改正**　平成 15 年 12 月 1 日　告示第 685 号
**改正**　平成 16 年 9 月 1 日　告示第 490 号
**改正**　平成 18 年 6 月 8 日　告示第 314 号
**改正**　平成 23 年 4 月 1 日　告示第 157 号
**改正**　平成 24 年 4 月 1 日　告示第 178 号
**改正**　平成 26 年 4 月 1 日　告示第 134 号
**改正**　令和 3 年 4 月 19 日　告示第 257 号

**（趣　旨）**

**第 1 条**　この要綱は、大分市契約事務規則（昭和 39 年大分市規則第 12 号）第 23 条及び第 37 条第 2 項の規定に基づき、大分市が発注する物品の買入れ、製造の請負（工事の請負を除く。）その他の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者の資格審査及び入札参加者の選定について必要な事項を定めるものとする。

**（資格要件）**

**第 2 条**　入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号、以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

（2）市長が施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当すると認めた者にあっては、その事実を認めた後、3 年を経過しない者でないこと。

（3）営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格等を有する者であること。

（4）次条第 1 項に規定する申請書を提出した日において引き続き 2 年以上、同種の営業を営んでいる者であること。

（5）市税を完納している者であること。

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。

**（審査の申請及び時期）**

**第 3 条**　資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１） 競争入札参加資格審査登録票１（基本事項）（様式第２号）
（２） 競争入札参加資格審査登録票２（経営事項）（様式第３号）
（３） 営業概要票（様式第４号）
（４） 代表者身分証明書（法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は登記されていないことの証明書及び市町村長発行の身分証明書）
（５） 営業に必要な許可、認可、資格を得たことを証明する書類
（６） 技術者経歴書（様式第５号）
（７） 印鑑証明書（個人の場合は、印鑑登録証明書）及び使用印鑑届（様式第６号）
（８） 委任状（様式第７号）
（９） 市税完納証明書
（10） 誓約書（様式第８号）
（11） その他必要な書類

**２** 市長は必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

**３** 申請書の提出時期は、基準年（昭和 57 年を基準年とし、以後隔年を基準年とする。）の８月１日から８月 31 日までとする。ただし、当該期間に提出しなかった者は、市長が別に定める期間を除き、随時に提出できるものとする。

**（資格審査）**

**第４条** 資格審査は、前条の規定により申請書を提出した者（以下「申請者」という。）について、次の各号に掲げる審査項目について行うものとする。

（１） 年間平均販売高又は製造高
（２） 経営規模
　ア 自己資本金
　イ 従業員数
　ウ 機械設備等の価額
（３） 経営比率
　ア 流動比率
（４） 営業年数

**（資格の認定）**

**第５条** 市長は、前条の資格審査の結果に基づき入札に参加する者の資格の有無を認定する。

**２** 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札に参加する資格を認定しないことができる。

（１） 申請書若しくは必要書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事実の記載をしなかったとき。
（２） 審査を行うための実態調査に応じないとき。
（３） 市長が、暴力団関係者である等入札参加資格を与える者として適当でないと判断したとき。

**（有資格者名簿への登録）**

**第６条** 市長は、前条により資格を有する者（以下「有資格者」という。）を認定したときは、入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録するとともに、その旨を公表するものとする。

**（資格の有効期間）**

**第７条**　有資格者名簿に登録された者の資格の有効期間は基準年の 10 月 1 日から翌々年の 9 月 30 日までとする。ただし、第 3 条第 3 項ただし書により申請書を随時に提出し有資格者となった者の有効期間は、申請書を提出した日の属する月の翌々月の初日から本項本文の規定による期間の末日までとする。

**２**　前項の有効期間は次期の有資格者が認定される日までの間、引続き有効とすることができる。

**（審査結果の通知）**

**第 8 条**　市長は、第 5 条の規定により、資格の有無を認定したときは、資格審査決定通知書（様式第 9 号）により結果を申請者に通知するものとする。

**２**　前項の通知を受けた申請者は、審査結果について異議があるときは、当該通知を受けた日から 30 日以内に市長に資格の再審査を請求することができる。

**（資格の承継）**

**第 8 条の 2** 有資格者から合併、営業譲渡等により営業の一切を承継した者は、市長の承認を得て当該有資格者の資格を承継することができる。

**２**　前項の規定により資格を承継しようとする者は、速やかに競争入札参加資格承継承認申請書（様式第１０号。以下「承継承認申請書」という。）に営業の一切を承継したことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

**３**　市長は、前項の承継承認申請書の提出があった場合で、資格の承継を認めるときは、その旨を当該承継承認申請書を提出した者に通知するものとする。

**（申請事項の変更）**

**第 9 条**　有資格者は、申請書若しくは承継承認申請書又はこれらの添付書類に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

**（資格の認定の取消し等）**

**第 10 条**　市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格の認定を停止し、又は取り消すことができる。

（１）　第 2 条の規定による資格要件を有しなくなったとき。

（２）　他の官公署に対する不正行為等により、その指名を停止又は取り消されたとき。

（３）　申請書若しくは承継承認申請書又はこれらの添付書類に虚偽の事項を記載したとき。

（４）　有資格者の認定を受けた後に経営状況が著しく悪化したとき、又は契約の履行が不良のとき。

**２**　市長は前項の規定により、資格の認定の停止又は取消しを行った場合はその旨を通知するものとする。

**（指名競争入札参加者の選定）**

**第 11 条**　市長は、指名競争入札に参加する者を指名しようとするときは、有資格者名簿に登録された者の中から次の各号に留意して選定するものとする。

（１）　不誠実な行為の有無、その他信用状態

（２）　販売成績及び請負成績

（３）　経営状態及び労働環境

（４）　能力及び技術的適性

**（指名競争入札参加者選定の特例）**

**第12条**　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、有資格者名簿に登録された者以外の者を指名競争入札に参加させることができる。

（１）　性質又は目的により必要があるとき。

（２）　災害等により緊急を要するとき。

（３）　特殊な物品等であるとき、又特別な技術を要するとき。

（４）　有資格者名簿に登録された者が少数のとき、又はいないとき。

（５）　その他市長が特に必要と認めたとき。

**（準用規定）**

**第13条**　この要綱に規定されている事項は、随意契約の参加者の資格及び選定についても準用する。

**（補　則）**

**第14条**　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

**附　則**

（施行期日）

１　この告示は、公示の日から施行する。

（資格要件に関する特例）

２　令和３年４月１日以後に第３条第１項の規定による申請をする者については、当分の間、第２条第４号の規定は、適用しない。

**附　則**

この告示は、公示の日から施行する。

**附　則**

この告示は、平成13年12月7日から施行する。

**附　則**

この告示は、平成15年12月1日から施行する。

**附　則**

（施行期日）

この告示は、平成16年9月1日から施行する。

（経過措置）

この告示の施行の際現に第 5 条により資格を有する者の当該資格の有効期間については、この告示による改正後の第7条第1項本文の規定にかかわらず、平成16年4日1日から平成18年9月30日までとする。

**附　則**

この告示は、平成18年6月8日から施行する。

**附　則**

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

**附　則**

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

**附　則**

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

**附　則**

この告示は、令和 3 年4月19日から施行する。